次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 北海道 / 17,200 （略） / （略） 三　（略） 第二～第十一　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 北海道 / 12,900 （略） / （略） 三　（略） 第二～第十一　（略）

○経済産業省告示第百七十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和七年十二月十二日から施行する。

令和七年十二月十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に係る災害	埼玉県	令和七年一月二十九日から令和八年三月十一日まで
	八潮市	

○国土交通省告示第千六十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

その関係図面は、令和七年十二月十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
第一東海自動車道	岡崎市洞町字東丸根一六番一から同市洞町字東丸根一七番三まで

供用開始の期日　令和七年十二月十二日〇時

○国土交通省告示第千六十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十一月二十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第5782号	救命胴衣（固型式）	2024N型	日本救命器具株式会社	東京都江東区東雲一丁目２番１号
第5783号	〃	ＮＱ－24ＡＴ型	〃	〃

○東北地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
青森県上北郡野辺地町字二本木三〇番一から同町字上御手洗瀬四番一まで	前	一九・一〇～六七・六〇（メートル）〇・三一〇（キロメートル）
	後	一九・三〇～三三・六〇（メートル）〇・三一〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	青森県上北郡野辺地町字二本木三〇番一から同町字上御手洗瀬四番一まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十一日